

林業・木材産業改善資金の基本的事項

令和 8 年 3 月 31 日現在

基金の名称		林業・木材産業改善資金
基金の造成額	貸付勘定	278,956 千円
	うち国費	(造成額) 161,198 千円
		(運用益) 24,771 千円
	相当額	
	業務勘定	5,755 千円
合計		284,711 千円
貸付残高		137,780 千円
基金事業等の概要		林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき、林業従事者等が林業・木材産業経営の改善、労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保を目的として行う、新たな事業部門の経営の開始等の先駆的取組等に対し、県が無利子で貸付を行う。
申請方法		借入申込者は、貸付資格認定申請書と併せて林業・木材産業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）を管轄する森林組合を経由し知事に提出する。（「群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第 6 条」及び「群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領第 5」）
申請期限		貸付申請書等の提出期限は毎月 10 日（2、3 月を除く）とする。（群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領第 5）